

入札の方法等（電子入札 指名競争入札 工事）

- (1) 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低価格（最低制限価格を設けている場合その価格以上）の入札者をもって落札者とする。
注：落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は消費税相当額を除いた金額とすること。
- (2) 予定価格を事前に公表しているものについての入札回数は1回とする。
- (3) 最低制限価格を設けている場合、最低制限価格未満の入札者は失格とする。
- (4) 工事の入札時には、入札金額の根拠となった工事費積算内訳書（市の指定様式）の提出が必要となり、提出のない場合は無効となる。入札書の金額と内訳書の内容は一致するようにするものとし、数値が異なっている場合は、入札書の金額を有効とする（値引きとして取り扱う）。ただし、入札書の金額が内訳書の内容を上回っている場合は、その入札書は無効とする。
- (5) 予定価格の範囲内での最低価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定める。（なお、くじの辞退はできないものとする。）
- (6) その他関係法令の定めるところによる。
- (7) その他
 - (ア) 電子入札の方法等は、三田市電子入札運用基準による。
 - (イ) 入札を希望しない場合は、入札辞退届を提出したうえ、入札に参加しないことができる。辞退の方法については三田市電子入札運用基準を確認すること。（なお、入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取り扱いを受けることはない。）辞退の結果、入札者が1社となった場合は入札を中止する。
 - (ウ) 契約方法は、三田市契約事務規則による。
 - (エ) 市が締結する契約から暴力団及び暴力団員を排除し、その適正な履行を確保するため、契約金額が200万円を超える案件については、契約締結時までに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書等を徴取する。
 - (オ) 予定価格15,000万円以上の工事については仮契約となり、議会の議決を得たときに本契約として成立する。仮契約締結後、議会の議決までの間に仮契約をした者が、入札参加の資格制限または指名停止を受けた場合は、仮契約を解除し、本契約の締結を行わない。
 - (カ) 入札にあたっては、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等、関係法令を遵守しなければならない。入札に際し、不正その他の理由により競争の実益がないと認められるときは、入札を無効とするので、特に厳正に参加されたい。

工事請負契約の締結に際しての留意事項

三田市と工事請負契約を締結しようとする方は、公共事業の重要性を考慮のうえ、関係法令等を遵守するとともに、次の事項に留意してください。

- 1 下請施工を必要とするものにあつては、できるかぎり三田市内業者に発注するとともに、建設資材の購入等についても市内業者を用いてください。ただし、当該工事の入札に参加した業者（三田市内に本社、本店のある企業で一般競争入札により執行された工事請負契約は除く。）及び指名停止中の業者には下請け発注をしないでください。
- 2 三田市発注の請負工事施工にともなう建設廃材等の運搬・処理にかかる廃棄物処理許可業者については、できるかぎり三田市内の業者を用いてください。
- 3 下請代金の決定、支払い条件の決定等下請との関係において、建設業法第24条の3（下請代金の支払い）、第24条の4（検査及び引渡し）、第24条の6（特定建設業者の下請代金の支払期日等）の規定、ならびに「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月、建設省）に沿って、合理的な元請・下請関係の確立に努めてください。
- 4 下請については、建設業法第22条により、「一括して他人に請け負わせ又は請け負ってはならない」こととなっていることから、下請の選定にあたってはこのことを考慮のうえ対処し、元請人は工事全体の施工体制について常に十分な把握をしてください。また下請にかかる工事の施工に関し、下請人等の保護及び指導等その対応に元請負人として十分な配慮をしてください。
- 5 市が発注する工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず、建設業法第24条の8の規定により、工事現場ごとに施工体制台帳を作成し備え置くとともに、施工体系図の掲示をお願いします。
なお、施工体制台帳及び施工体系図については、その写しを監督員に提出してください。
- 6 市が発注する工事には、すべて建設業退職金共済組合の掛金相当額が諸経費の中に積算されており、発注工事について共済証紙の購入状況を確認する必要があることから、契約締結後速やかに金融機関で発行された掛金収納書を提出してください。また、工事の一部を下請業者に施工させる場合は、下請代金に応じた共済証紙を下請業者に交付するとともに、下請業者が建設業退職金共済組合に未加入のときは、元請業者から当該下請業者が建設業退職金共済組合に加入されるよう指導してください。
- 7 特定建設業者の方が、市から請け負った工事のうち、5千万円（建築一式工事の場合は8千万円）以上を下請契約して工事を施工する場合には、建設業法第26条第2項の規定に基づき、監理技術者を選任し建設工事の適正な施工を確保してください。
- 8 公共性のある重要な工事で請負金額が4千5百万円以上（建築一式の場合は9千万円以上）の場合は建設業法第26条第3項の規定に基づき、主任技術者や監理技術者は専任でなければなりません。
- 9 主任（監理）技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であることから、届出に際しては技術者本人の健康保険被保険者証の写し等の雇用関係が証明できるものを添付してください。
- 10 現場代理人及び主任（監理）技術者の工期途中での交代は原則行うことができません。
- 11 ダンプ規制法の主旨に沿って、同法第12条に規定する団体等の加入者の使用を促進してください。